

名張市行政改革推進委員会設置条例

昭和60年3月27日条例第9号

改正 平成20年3月28日条例第8号（最終）

名張市行政改革推進委員会設置条例

（設置）

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、名張市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、名張市の行政改革の推進に関する重要事項を調査、審議する。

（組織）

第3条 委員会は、委員十人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（会長）

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長の事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、企画財政部において処理する。

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

名張市行政改革推進委員会運営取扱規程  
平成14年7月29日規程第17号  
名張市行政改革推進委員会運営取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、名張市行政改革推進委員会設置条例(昭和60年条例第9号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、名張市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)の円滑な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(通称名)

第2条 委員会の通称名は、市政一新市民会議とする。

(任務)

第3条 委員会が条例第2条の規定に基づき審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の検討、審議に関すること。
- (2) その他行政改革の推進及び評価に関すること。

(委員)

第4条 条例第3条第2項の規定に基づき委嘱する委員は、次の各号に掲げる者からとする。

- (1) 市民からの公募による者
- (2) 市内の関係団体等の代表
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。